

妙高市文化芸術基本条例

(前文)

私たちの妙高市は、四季折々の自然豊かな気候風土に生まれ、日本百名山の秀峰妙高山に抱かれた文化の香り高い歴史あるまちです。山岳信仰の歴史と地域を結ぶ北国街道によって、人々の交流や賑わいが生まれ、先人のたゆまぬ営みによって、地域固有の文化を育み、まちの礎として連綿と受け継がれてきました。

近代に入ると、妙高山の恵みによる風光明媚な自然景観と良質な温泉は、多くの文化人たちを惹きつけ、その評判は観光産業の発展につながっていきました。特に、東京美術学校（現東京藝術大学）の創設に深く関わり、明治時代の日本美術界を牽引した岡倉天心が、妙高をこよなく愛し、東洋のバルビゾンにしたいとの夢を持ちながらも、志半ばでこの地で終えんを迎えたことは、当市が文化芸術の聖地であることの印象をより一層強くしました。近年、その志を引き継ぎ、市民が手作りで「オペラ白狐」をはじめとした特色ある文化芸術事業に挑み、成功に導いたことは、私たちの誇るべき取組の一つです。

このため、当市に受け継がれた文化芸術の歴史を大切にしながら、市民一人ひとりが文化芸術活動の担い手として、その活動を次世代に継承し、持続可能な文化都市を形成していくことが、私たちの使命であると考えます。

文化芸術の振興は、私たちの生涯を通じて心豊かな暮らしを実現します。これまで培われてきた当市の文化芸術をかけがえのない財産として活かし、新たな文化芸術を創造することによって、活力と魅力あふれるまちを目指すことを決意し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術に関する施策に関し、その基本理念を定め、市及び市民の役割を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな市民生活と活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化芸術 文化芸術基本法（平成13年法律第148号。以下「法」という。）がその対象とする文化芸術をいう。
- (2) 文化芸術活動 文化芸術を創造し、発信し、継承し、若しくは享受し、又はこれらを支える活動をいう。
- (3) 市民 市内に居住する者若しくは市内で働く者、学ぶ者、活動する者若しくは事業を営む者又は文化芸術団体、地域活動団体その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 文化芸術の担い手である市民の自主性及び創造性を尊重するものとする。

- 2 市民が等しく文化芸術活動に参加でき、文化芸術を創造できる環境を整備するとともに、並びに文化芸術活動を担う人材の育成に努めるものとする。
- 3 文化芸術を活かしたまちづくりを行うとともに、市内外に広く文化芸術が発信され、文化芸

術を通じて交流が促進されるよう配慮するものとする。

4 これまでに培われた本市の文化芸術の保存及び継承を図るとともに、新たな文化芸術へと発展させるよう努めるものとする。

(市の役割)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民が文化芸術を享受できる機会の創出に努めるとともに、観光、福祉、教育、産業、スポーツ、健康その他の分野の施策と連携しながら、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、自主的かつ主体的に文化芸術活動に関わり、相互に理解し、連携し、協働して文化芸術活動に努めるものとする。

(基本計画)

第6条 教育委員会は、法第7条の2第1項の規定に基づき、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

(文化芸術に関する施策の推進)

第7条 市及び市民は、基本理念及び基本計画に基づき、協働して文化芸術活動の持続的な発展に取り組み、文化芸術施策の推進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第8条 市は、文化芸術に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進会議)

第9条 基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議するため、法第37条の規定に基づき、妙高市文化芸術推進会議を置くことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。